

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和6年5月9日

奈良県知事 山下 真

1. 業務概要

- (1) 業務名 奈良県大学等発スタートアップ支援事業委託業務
- (2) 業務内容 奈良県大学等発スタートアップ支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。) 1 - (3) に示す委託内容のとおり
- (3) 委託上限額 16,954千円(消費税及び地方消費税込み)を限度とします。
- (4) 履行期限 令和7年3月24日(月)

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 過去5年間(平成31年4月1日～令和6年3月31日)に大学等発スタートアップ支援に関する類似業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。))、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあつてはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (8) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) (9)及び(10)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (2) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

4. 手続き等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県地域創造部 大和平野中央構想・スタートアップ推進課

TEL：0742-27-8946

E-mail：yamachu@office.pref.nara.lg.jp

(2) 募集要項及び仕様書の交付

令和6年5月9日（木）から令和6年5月31日（金）正午までの間に、（1）の担当部局またはインターネットホームページ「奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課」から入手するものとします。

担当部局から入手の場合は上記期間のうち土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）とします。

(3) 参加申込書、企画提案書の提出等

（2）により交付する募集要項に示すところによります。

(4) 受託事業者の選定

（2）により交付する募集要項に示すところによります。

5. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注してください。

(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定の届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

6. その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は参加者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書等は返却しません。

(3) その他については募集要項及び仕様書に示すところによります。